

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月9日
【四半期会計期間】	第89期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	東芝機械株式会社
【英訳名】	Toshiba Machine Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 飯村 幸生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03(3509)0204
【事務連絡者氏名】	経理部長 高橋 宏
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大岡2068番地の3
【電話番号】	055(926)5156
【事務連絡者氏名】	経理部長 高橋 宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第1四半期連結 累計期間	第89期 第1四半期連結 累計期間	第88期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	17,728	26,341	95,653
経常利益又は経常損失() (百万円)	538	1,849	3,834
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 () (百万円)	885	1,308	3,280
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	1,162	1,522	2,410
純資産額(百万円)	61,981	66,391	65,325
総資産額(百万円)	117,085	131,408	131,203
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	5.82	8.60	21.57
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	52.9	50.5	49.8

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 第88期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間における経済情勢は、中国や東南アジアの新興国および北米などでの堅調な需要を背景に、全体としては景気拡大が持続した状態で推移しました。一方、国内経済は長期化する円高や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する経済への影響と電力供給問題など懸念すべき問題は多いものの、徐々に回復の兆しがみられました。機械業界におきましても、海外では新興国等を中心に設備投資が堅調に推移しましたが、国内では先行き不透明な状況の中、慎重な姿勢が続きました。

このような経済環境のもとで、当社グループは平成23年4月1日から「TM A C P l a n」（Toshiba Machine Adapt to the Change Plan）をスタートさせ、前連結会計年度に引き続き「先進と拡張」を基本コンセプトとして諸施策を実行し、国内外市場での受注の確保、新商品の開発、市場の開拓、財務体質の改善等に全力をあげて取り組みました。

当第1四半期連結累計期間においては、中国を始めとする新興国や北米での堅調な設備投資の需要が続き、国内でも徐々に設備投資の動きがみられ、当第1四半期連結累計期間の受注高は、300億5百万円（前年同期比35.5%増）、売上高は、263億4千1百万円（前年同期比48.6%増）となりました。また、当第1四半期連結累計期間末の受注残高は、600億2千3百万円（前連結会計年度末比6.5%増）となりました。

損益につきましては、成形機・工作機械・油圧機器などの貢献に加え、経営全般にわたる合理化努力を徹底して実施してまいりました結果、営業利益は、15億9千1百万円（前年同期は営業利益2千8百万円）、経常利益は、18億4千9百万円（前年同期は経常損失5億3千8百万円）、四半期純利益は、13億8百万円（前年同期は四半期純損失8億8千5百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

成形機

受注面におきましては、射出成形機は、中国や東南アジアの新興国および北米向けに中小型機を中心とした需要回復の動きがみられました。ダイカストマシンは、国内外の二輪・四輪関連業界向けなどに堅調な需要がみられました。押出成形機は、二次電池や光学関連業界向けに堅調な需要がみられました。

この結果、成形機事業全体の受注高は、160億8百万円（前年同期比25.2%増）となりました。

一方、売上高につきましては、143億8千5百万円（前年同期比71.9%増）となりました。

営業利益につきましては、8億7千万円（前年同期は営業損失4億9百万円）となりました。

工作機械

受注面におきましては、工作機械は、中国や東南アジアの新興国および北米向けに需要回復の動きが続きました。精密加工機は、新興国を中心とした光学・液晶関連業界向けに需要の動きが出てきました。

この結果、工作機械事業全体の受注高は、77億1百万円（前年同期比79.5%増）となりました。

一方、売上高につきましては、62億2千2百万円（前年同期比20.6%増）となりました。

営業利益につきましては、3億6千万円（前年同期は営業利益3億6千6百万円）となりました。

油圧機器

受注面におきましては、東アジアを中心とした建設機械業界向けに需要が好調に推移しました。

この結果、油圧機器事業の受注高は、31億9千3百万円（前年同期比35.1%増）となりました。

一方、売上高につきましては、32億8千5百万円（前年同期比60.1%増）となりました。

営業利益につきましては、3億2千8百万円（前年同期は営業利益9千4百万円）となりました。

その他

受注面におきましては、電子制御装置は、国内外の自動車関連業界、半導体関連業界向けに需要が堅調に推移しました。

この結果、その他の事業全体の受注高は、31億2百万円（前年同期比14.5%増）となりました。

一方、売上高につきましては、31億1百万円（前年同期比23.6%増）となりました。

営業損失につきましては、5千8百万円（前年同期は営業損失1億1千6百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える大量買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、実際にこのような大量買付行為が行なわれる場合、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難であります。

また、株式の大量買付行為の中には、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものがあります。

そこで、当社は、大量買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させ、大量買付者の提案について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様へ提供し、場合によっては大量買付者と交渉・協議を行ない、経営方針等の代替案を株主の皆様へ提示することが、当社取締役会としての責務であると考えております。また、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大量買付行為に対しては、対抗措置を準備しておくことも、当社取締役会としての責務であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、常に変化の先頭に立つ、商品力の強化、CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）・コーポレートガバナンスの強化の3つを柱とした経営方針およびそれを具現化する中期経営計画を実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上するものと考えております。

中期経営計画につきましては、平成22年度からスタートした「TMAC Plan」(Toshiba Machine Adapt to the Change Plan)における2年目の取組みとして「TMAC Plan」を策定し、「先進と拡張」をコンセプトに更なる成長を目指してまいります。

「TMAC Plan」では、グローバル企業へ変貌するために構造改革を推進する『事業基盤の変革・強化』、既存商品の価値基準を見直して新興市場に果敢に挑戦する『拡張戦略』、新たな成長市場となるエネルギー・環境分野に対応する新商品の開発を加速する『先進戦略』の3つを基本方針として、戦略・施策をスピードを高めて進めてまいります。これら取組みによって企業価値を向上させて、グローバル市場での事業の優位性を築いてまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

大量買付ルールの概要

当社の大量買付ルール（以下「本ルール」といいます。）は、当社株式の大量買付行為を行なう者（以下「大量買付者」といいます。）が遵守すべき手続を明確にし、大量買付行為は、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後に開始されるものとし、また、大量買付者が本ルールを遵守しない場合または大量買付行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損され対抗措置の発動が相当と認められる場合には、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的として対抗措置を発動いたします。

本ルールの手続の流れ

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために必要な情報および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を、当社の定める書式により、提供していただきます。

当社取締役会は大量買付者に対し情報提供完了通知を行ない、その後60営業日（最大90営業日まで延長可能）を取締役会検討期間として、大量買付者からの提供情報の評価・検討を行ない、大量買付行為は取締役会検討期間経過後にのみ開始されるものとし、

当社取締役会は、取締役会検討期間内において外部専門家等の意見をききながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している者から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非について決定いたします。独立委員会は、本ルールの実施にあたり当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、大量買付者から提供された買付情報ならびに買付情報に対する当社取締役会による評価および検討の結果を勘案して、当社取締役会に対する勧告を行ないます。

また、当社取締役会は必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉または協

議を行ない、独立委員会に諮問のうえ、当社取締役会として株主の皆様に対し当社の経営方針等についての代替案を提示することもあります。

() 対抗措置を発動しない場合

大量買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会が、当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付行為に対する反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行なう可能性はあるものの、原則として対抗措置は発動せず、大量買付者の買付提案等に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等および当社取締役会が提案する意見および代替案をご考慮のうえご判断いただくこととなります。

() 対抗措置を発動する場合

大量買付者が本ルールを遵守しない場合や、遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の定める一定の事由に該当する場合その他当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかである、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当て等対抗措置の発動を決定いたします。対抗措置発動の決定には、当社取締役会の判断により、具体的な対抗措置を決定したうえで、独立委員会の勧告を受けて、株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。

なお、対抗措置発動の影響について、当社取締役会としましては、対抗措置の仕組上、対抗措置の発動によって、株主の皆様（大量買付者およびそのグループを除く）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。

本ルールの有効期間

本ルールの有効期間は、平成25年3月期の定時株主総会の終結時までとなります。

4. 本ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

対応方針が基本方針に沿うものであること

本ルールは、当社の企業価値および株主共同の利益を維持し、向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

本ルールが株主共同の利益を損なうものではないこと

本ルールは、株主の皆様をして大量買付行為に応じるか否かについて適切なご判断を可能ならしめ、かつ、大量買付者が従うべきルールならびに当社が発動できる対抗措置の要件および内容をあらかじめ合理的な内容で設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上を目的とするものです。

本ルールは上記目的のための枠組みとして平成22年6月25日開催の第87回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいております。

本ルールが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本ルールにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本ルールにおいては、当社取締役会は、大量買付者からの買付提案への評価・検討の際に外部専門家に適宜諮問し助言を受けます。そして、対抗措置の発動の手段としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

(注) 以上は株式会社の支配に関する基本方針の内容の概要ですので、詳しい内容については当社ウェブサイト (<http://www.toshiba-machine.co.jp/kessan/bouei/bouei.pdf>) をご参照ください。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3億8百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000,000
計	360,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	166,885,530	166,885,530	東京証券取引所 市場第1部	単元株式数 1,000株
計	166,885,530	166,885,530	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	166,885,530	-	12,484	-	11,538

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,851,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 151,665,000	151,665	同上
単元未満株式	普通株式 369,530	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	166,885,530	-	-
総株主の議決権	-	151,665	-

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
東芝機械(株)	東京都千代田区内幸町2-2-2	14,851,000	-	14,851,000	8.9
計	-	14,851,000	-	14,851,000	8.9

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,513	16,551
受取手形及び売掛金	35,194	34,725
有価証券	17,500	19,500
商品及び製品	4,784	4,585
仕掛品	20,934	22,511
原材料及び貯蔵品	78	89
繰延税金資産	2,535	1,939
その他	1,792	1,339
貸倒引当金	171	158
流動資産合計	101,162	101,084
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	34,179	34,266
減価償却累計額及び減損損失累計額	22,679	22,878
建物及び構築物(純額)	11,499	11,388
機械装置及び運搬具	31,000	30,992
減価償却累計額及び減損損失累計額	27,442	27,346
機械装置及び運搬具(純額)	3,557	3,646
土地	6,223	6,224
リース資産	117	117
減価償却累計額及び減損損失累計額	48	55
リース資産(純額)	68	62
建設仮勘定	469	97
その他	6,779	6,869
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,357	6,424
その他(純額)	422	445
有形固定資産合計	22,240	21,864
無形固定資産		
その他	468	470
無形固定資産合計	468	470
投資その他の資産		
投資有価証券	6,244	6,663
長期貸付金	105	97
繰延税金資産	343	556
その他	780	764
貸倒引当金	140	93
投資その他の資産合計	7,332	7,988
固定資産合計	30,041	30,323
資産合計	131,203	131,408

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,339	27,410
短期借入金	11,412	11,546
未払法人税等	711	294
未払費用	4,626	3,688
製品保証引当金	208	286
その他	5,944	6,599
流動負債合計	50,243	49,826
固定負債		
長期借入金	6,800	6,450
長期未払金	99	99
繰延税金負債	145	150
退職給付引当金	8,438	8,339
役員退職慰労引当金	56	61
資産除去債務	49	50
その他	45	38
固定負債合計	15,635	15,190
負債合計	65,878	65,017
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,484	12,484
資本剰余金	19,600	19,600
利益剰余金	43,750	44,602
自己株式	10,039	10,039
株主資本合計	65,797	66,649
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,236	1,276
繰延ヘッジ損益	1	0
為替換算調整勘定	1,710	1,535
その他の包括利益累計額合計	472	258
純資産合計	65,325	66,391
負債純資産合計	131,203	131,408

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	17,728	26,341
売上原価	12,734	19,275
売上総利益	4,993	7,066
販売費及び一般管理費	4,965	5,474
営業利益	28	1,591
営業外収益		
受取利息	9	9
受取配当金	60	53
受取賃貸料	46	43
持分法による投資利益	-	384
その他	66	32
営業外収益合計	182	524
営業外費用		
支払利息	44	49
手形売却損	1	2
為替差損	199	6
退職給付会計基準変更時差異の処理額	116	115
持分法による投資損失	329	-
その他	56	92
営業外費用合計	749	267
経常利益又は経常損失()	538	1,849
特別損失		
固定資産処分損	2	2
投資有価証券評価損	4	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	24	-
特別損失合計	31	2
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	569	1,846
法人税、住民税及び事業税	132	167
法人税等調整額	182	371
法人税等合計	315	538
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	885	1,308
四半期純利益又は四半期純損失()	885	1,308

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	885	1,308
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	355	39
繰延ヘッジ損益	12	0
為替換算調整勘定	65	174
その他の包括利益合計	277	213
四半期包括利益	1,162	1,522
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,162	1,522
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
偶発債務 保証債務 (金融機関等に対する支払保証) (百万円) Wells Fargo Equipment 532 Finance Tokyo Leasing 23 TM Acceptance Corp. 17 その他 24 計 598	偶発債務 保証債務 (金融機関等に対する支払保証) (百万円) Wells Fargo Equipment 509 Finance TM Acceptance Corp. 103 Tokyo Leasing 16 その他 22 計 652

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費	576百万円	544百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月30日 取締役会	普通株式	228	1.50	平成22年3月31日	平成22年6月4日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年4月28日 取締役会	普通株式	456	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月3日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	成形機	工作機械	油圧機器	計				
売上高								
外部顧客への売上高	8,366	5,160	2,052	15,579	2,148	17,728	-	17,728
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	-	0	0	359	360	(360)	-
計	8,366	5,160	2,052	15,579	2,508	18,088	(360)	17,728
セグメント利益または 損失()	409	366	94	51	116	64	92	28

(注1)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電子制御装置等の事業を含んでおります。

(注2)セグメント利益または損失の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(注3)セグメント利益または損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	成形機	工作機械	油圧機器	計				
売上高								
外部顧客への売上高	14,385	6,189	3,235	23,810	2,531	26,341	-	26,341
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	33	49	83	569	653	(653)	-
計	14,385	6,222	3,285	23,893	3,101	26,994	(653)	26,341
セグメント利益または 損失()	870	360	328	1,560	58	1,501	90	1,591

(注1) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電子制御装置等の事業を含んでおります。

(注2) セグメント利益または損失の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(注3) セグメント利益または損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	5円82銭	8円60銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	885	1,308
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純 損失金額()(百万円)	885	1,308
普通株式の期中平均株式数(千株)	152,036	152,034

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成23年4月28日の取締役会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 456百万円

1株当たり配当額 3.00円

基準日 平成23年3月31日

効力発生日 平成23年6月3日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

東芝機械株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 義勝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東芝機械株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。